

【注意事項】

- 別紙に記載してある必要書類を添えて提出してください。

- なお、この書類は地方税法に基づき家屋補充課税台帳に所有者として登録するために市に提出をお願いするものであり、不動産登記法その他法令に基づく所有者を定めるものではありません。

- 名義人の変更の期日(異動日)は、原則としてこの名義人変更届を受理した日付となり、課税はこの名義人変更届を受理した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分から、新所有者の方へ変更となります。

例：家屋補充課税台帳名義人変更届の受理日……………令和6年1月10日
受理した日の属する年(令和6年)の翌年の1月1日……………令和7年1月1日
令和7年1月1日を賦課期日とする年度分……………令和7年度分

- 記載事項や添付書類等に不備のある場合は、お受けできず返却する場合がありますので、提出される前に十分ご確認ください。

- 現年度も含め、過年度分の変更はできませんので早めの提出をお願いします。

- 本物件に係る問題が生じた場合は、当事者間で解決してください。